

新しい生活スタイルの普及・定着に向けた公園利活用のあり方検討支援業務委託仕様書

1 委託業務名称

新しい生活スタイルの普及・定着に向けた公園利活用のあり方検討支援業務

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日（水）まで

3 委託業務内容

(1) 都市公園の現状分析

京都市建設局の所管する都市公園のうち、本市が指定する公園について、公園種別や面積、立地、法規制、利用状況等の基礎情報を整理し、都市公園の特性ごとに分類すること。

作業に当たっては、本市と事前協議のうえ、整理すべき基礎情報及び分類条件について提案すること。

(2) 社会実験の結果分析

本市が実施する「新しい生活スタイルの普及・定着に向けた公園社会実験」の実施結果をもとに、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の新しい生活スタイルの普及・定着に向けた公園利活用のあり方について、市民、地域、事業者のニーズや、その対応に向けた課題を分析すること。

作業に当たっては、社会実験の現場視察を行ったうえで、本市と事前協議のうえ、分析の方針・手法について提案すること。

なお、社会実験では市民・事業者向けアンケートを実施する予定であり、その結果は本市で取りまとめ、受託事業者へ提供する。

社会実験の実施内容については以下を参照すること。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000275201.html>

(3) ウィズコロナ・ポストコロナ時代の公園利活用のあり方の基本モデル検討

上記(2)の分析結果や他都市・海外事例、都市公園法等を踏まえ、上記(1)の都市公園の分類ごとに、新しい生活スタイルの普及・定着による市民生活の安心安全の確保や、公園を活用した賑わい創出及び地域活性化、公園の持続可能な管理運営等の観点から、本市における今後の公園利活用のあり方の基本モデルについて検討し、取りまとめること。

また、その基本モデルに基づく公園利活用の実現に向けての課題、条件を分析すること。

作業に当たっては、本市と事前協議のうえ、検討・分析の実施方針について提案すること。

(4) 今後実施すべき調査等の企画立案補助

本業務での検討成果を踏まえ、今後実施すべき調査等を本市が検討するに当たり、方針、手法、項目、スケジュール等の取りまとめを補助すること。

(5) 業務実施報告書の作成

本業務終了後、実施内容について業務実施報告書を作成し、各3部提出すること。

ア 報告方法

(ア) 成果品については、紙及び電子データで提出すること。

(イ) 紙ファイルは、リングファイルで綴じ、項目ごとにインデックスを貼り付けること。

(ウ) 電子データのファイル形式は、ワード、エクセル、パワーポイント、PDF、JPEGのいずれかとし、CD-R等に記録して納品すること。また、電子データの提出の際にはエラーがないことを確認後、ウィルス対策を行い提出すること。

イ 提出物

(ア) 業務実施報告書

(イ) 本業務で取得作成した資料一式

4 委託業務の進行等

(1) 進捗状況の報告

受託事業者は、契約締結日から15日以内に、契約締結日から業務完了日までの業務計画書及び業務工程書案を本市と協議のうえ作成すること。作成した業務工程書案については、協議の際に進捗状況を反映させたものをその都度作成し、更新内容を本市及び受託事業者において共有すること。

(2) 業務スケジュールの調整等

受託事業者は本市と十分な打合せ協議を行うものとする。打合せ協議は業務着手時、中間打合せ、成果品納入時各1回を基本とし、業務の実施に当たっては、定期的に打合せを行うほか、逐次、本市と協議を行い、本市の指示により業務を進めること。

5 その他

(1) 本業務の実施は、関係法令を遵守して行うこと。

(2) 受託事業者は円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。

(3) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託事業者の責任において処理すること。

(4) 受託事業者は、当該委託事務を処理するための個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護制度の趣旨に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(5) 本事業の成果物の著作権は、すべて本市に帰属するものとする。

(6) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。